

平成26年9月5日

物品購入等一般競争入札公告

社会福祉法人 明正会
理事長 赤沼眞治

社会福祉法人明正会の発注する「(仮称)地域密着型介護老人福祉施設本庄青空」の物品購入等について下記のとおり一般競争入札を公告します。

記

1. 入札概要

- | | |
|--------------|-------------------------------|
| (1) 購入備品 | 厨房設備備品一式(運搬費・運搬据付費等含む) |
| (2) 購入備品の仕様等 | 仕様書のとおり |
| (3) 納入場所 | 埼玉県本庄市北堀779-3 他4筆 |
| (4) 納入期限 | 平成27年2月28日
(納入時期については別途協議) |

2. 入札方法

- | | |
|------------|--------|
| (1) 入札方法 | 一般競争入札 |
| (2) 最低制限価格 | 有(非公開) |
| (3) 入札予定価格 | 有(非公開) |
| (4) 入札保証金 | 無(免除) |

3. 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4(当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者。)の規定に該当しない者であること。
- (2) 埼玉県競争入札参加資格情報(以下資格者情報という。)の有効年度が、平成25年・26年で業種「販売」、大分類の「厨房機器」に登録された者であること。
- (3) 公告日から落札決定までの期間に埼玉県及び県内自治体の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。
- (4) 公告日から落札決定までの期間に埼玉県及び県内自治体の契約に係る暴力団排除措

置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。

- (5) 本庄市内・上里町内の医療・福祉関連企業に厨房設備一式の納入実績を有する事業所であること。
- (6) 理事が役員をしている企業でないこと。

4. 一般競争入札参加資格確認申請書の提出

- (1) 受付期間 公告日から平成26年9月10日(水)までに参加申込すること。ただし、土曜日、日曜日、祝祭日は除く。

尚、受付時間は午前10時から午後3時までとする。

- (2) 提出書類
 - ①一般競争入札参加資格等確認申請書(様式有)
 - ②会社案内・会社経歴書
 - ③法人登記簿謄本
 - ④納入実績一覧表(様式無)
 - ⑤平成25・26年度埼玉県競争入札参加資格ランクを証する書類

※①の書式は提出・問い合わせ先に電子メールにて請求

- (3) 提出方法 持参のみ(事前連絡必須)

締切日 平成26年9月10日(水)午後3時まで。

- (4) 提出・問い合わせ先

提出・問い合わせ先

〒369-0301

埼玉県児玉郡上里町金久保777

社会福祉法人 明正会

担当：法人本部長 山下

電話：0495-34-3388

FAX：0495-34-3331

E-mail：meiseikai001@topaz.ocn.ne.jp

※問い合わせは原則メールにてお願いします。

5. 一般競争入札参加資格確認通知書及び仕様書等の配布

- (1) 入札参加資格確認審査後、全てに参加資格の有無について書面にて通知を行う。
- (2) 入札参加資格が有り確認された業者には仕様書、入札説明書、入札書等を郵送により配布する。(現場説明会は行わないものとする。)
- (3) 配付した仕様書は入札日に持参し、返却するものとする。

6. 入札日程等

- (1) 公告日 : 平成26年9月5日(金)

- (2) 応募締切日 : 平成26年9月10日(水)
 - (3) 仕様書等配布日 : 平成26年9月11日(木)
 - (4) 質疑書提出日 : 平成26年9月16日(火)
 - (5) 質疑書回答日 : 平成26年9月18日(木)
 - (6) 入札予定日 : 平成26年10月9日(木) [即日開札]
- ※時間・場所等は入札説明書により通知する。

7. 落札者の決定

- (1) 予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上で入札した事業所のうち、最低価格で入札した者を落札者とする。
- (2) 予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上で入札したものがいない場合は、再度入札を実施する。(入札は都合2回までとする)但し最低制限価格を下回った者は再度入札に参加できないものとする。
- (3) 上記(2)によっても落札者がいない場合は、日時を改めて公告し、一般競争入札に付するものとする。
- (4) 落札者とすべき同額の入札をした者が2以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定するものとする。

8. 入札にあたっての注意事項

- (1) 代理人をして入札させる場合は、委任状を提出すること。
- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の8に相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札を辞退するときは、入札辞退届により申し出ること。
- (4) 入札参加にあたっては入札日当日に入札金内訳書を提出すること。
- (5) 入札回数は1回都合2回までとする。
- (6) 談合等不正行為を行わない旨の誓約書を入札日当日に提出すること。
- (7) 入札にあたっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に違反する行為を行ってはならない。
- (8) 下記の各事項に該当する入札は無効とする。
 - ①入札に参加する資格のない者がした入札
 - ②郵便、電報、電話及びファクシミリにより入札書を提出した者がした入札
 - ③不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札
 - ④談合その他不正行為があったと認められる入札

- ⑤ 埼玉県との契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていることが判明した入札
- ⑥ 虚偽の一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者がした入札
- ⑦ 入札後に辞退を申し出て、その申し出を受理された者がした入札
- ⑧ 次に掲げる入札をした者がした入札
 - ア 入札書の押印のないもの
 - イ 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のないもの
 - ウ 押印された印影が明らかでないもの
 - エ 記載すべき事項の記入のないもの、又は記入した事項が明らかでないもの
 - オ 代理人で委任状を提出しない者がしたもの
 - カ 他人の代理を兼ねた者がしたもの
 - キ 2以上の入札書を提出した者、又は2以上の者の代理をした者
- ⑨ 前各項目に定めるもののほか、その他公告に示す事項に反した者がした入札

(9) その他

- ① 公正に入札執行が出来ない状況に陥った場合、入札を執行しないことがある。
- ② 一度提出した入札書の書換え、引換え又は撤回はすることが出来ない。
- ③ 入札は当法人の理事及び監事、評議員の立ち会いによるものとする。

9. 契約方法等

- (1) 契約保証金の徴収は免除する。
- (2) 契約の履行については、発注者の指示に従うこととする。
- (3) 本契約の締結は、本会の理事会で承認を受けた後とし、契約の締結ができない場合は、契約の意思がないものと見なし、2番目に低価格で入札した業者と契約することができる。
なお、契約締結については、消費税引き上げに関する経過措置対象契約とし、支払時期に関係なく消費税8%とする。
- (4) 代金の支払い時期に関しては、納品後になる為、その時期による事を予め承諾すること。
- (5) その他詳細事項については入札説明書等により別に定める通りとする。